

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



被災された方は、被害状況

(住家のどこまで浸水したか)の**写真**

撮影を / 「**り災証明書**」

の申請に必要です

り災証明書とは、被災した住家の損害の程度を市が証明するもので、被災者支援に関する手続き等の際に必要となります。

各種被災者支援策（義援金などの給付、税・保険料・公共料金などの減免猶予）の判断材料となるものです。

「り災証明書」(下図・内閣府ホームページ)

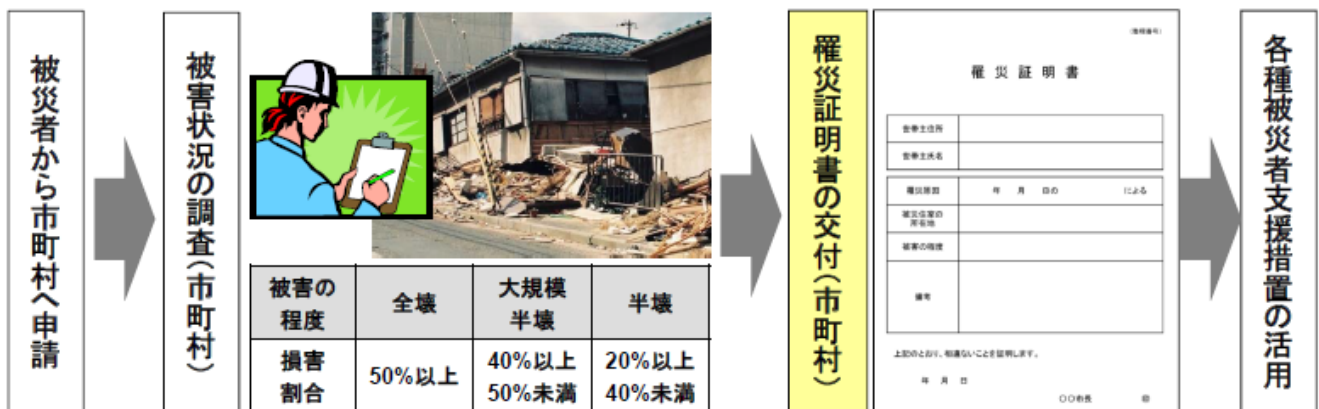
罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、**罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)**を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策 給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

<被災から支援措置の活用までの流れ>



り災証明書の申請のしかた (長野市ホームページより)

問合せ先 長野市役所・財政部資産税課
026-224-7176

15日から市役所職員が被害状況の調査を始めています。調査時に申請書が渡されることになっています(不在の場合はポストへ投函されます)。

必要なもの

1. 罹(り)災証明書等交付申請書
2. 写真
 - ・被害状況の写真を撮影しておいてください。
 - ・住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真(携帯・スマホでの画像でも構いません)。
 - ・写真撮影後は片付けを始めていただいて構いません。(家財・車両などの写真については、損害保険の請求等に必要な場合があります)

10/12 付け
ウェザーニュースより→

□り災証明書により、各種被災者支援策の適用判断がされます。「減免・猶予」の対象となるものは、住民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などです。まずは、写真を撮りましょう。携帯・スマホの画像でも OK!

□被災された方に、写真を撮ろうとよびかけましょう。また、スマホやカメラがない方は、ご友人などのスマホやカメラをお借りして写真を撮っておきましょう。

もちろん長野市以外の方も、り災証明書の発行には写真が必要です。下図のポイントを参考に、被害状況を撮っておきましょう。

「り災証明書」を発行するために 被災写真を撮るポイントは?



- 1 建物の全景を撮る
 - 遠景で建物の4面を撮影します
- 2 浸水した深さを撮る
 - メジャーを使って水が浸かった深さを測定
 - 測定場所がわかるように遠景を撮影
 - メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影
- 3 被害箇所を撮る
 - 被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)
 - 主な被害箇所は、外壁/屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど